

令和6年度 第3回 日野市男女平等推進委員会 要点録

日時	令和7年2月19日（水）午後6時30分～8時30分
場所	多摩平ふれあい館 集会室3-1、2
出席者	寺田委員、林委員、橋本委員、飯田委員、本間委員、山田委員、瀧澤委員、田中委員、波戸副市長、事務局 (株)名豊 糸魚川氏、波戸副市長
遅刻者	野原委員
欠席者	清水委員
次第	1 議題 (1) 第5次日野市男女平等行動計画体系図（案）について 2 その他 (1) 令和7年度日野市男女平等推進委員会開催スケジュール
配布資料	・【資料1】追加意見一覧 ・【資料2】課題シート ・【資料3】体系図（案） ・【資料4】令和7年度開催スケジュール
開会	司会より会議に先立つ説明。
次第 1-(1)	第5次日野市男女平等行動計画体系図（案）について 事務局より説明。【資料1】
質疑・意見	全委員異議なし。
	(株)名豊 糸魚川氏より説明。【資料2】
質疑・意見	【意見】〈委員〉 アンケート調査結果と次期計画に向けた課題で重複している部分がある。 【回答】〈(株)名豊 糸魚川氏〉 重複しているという部分について、アンケート調査結果は結果のデータをそのまま書き込んでいるので、次期計画に向けた課題部分の根拠データという形になる。 【意見】〈委員〉 今までどのような活動や取組がされてきたのか、今後どのような取組がしたいのかが課題シートだけでは見えてこない。資料2の10ページの5行目では「今後も家事・育児・介護・家庭の行事等は、家族が共同して行うという意識の啓発に努めるとともに～」、「男性に対して啓発していくことで～」とあるが、啓発という言葉が漠然としており、何を想定しているのか分かりづらい。 【回答】〈(株)名豊 糸魚川氏〉 今回の課題シートはアンケートから見える部分での課題の掘り起こしというような形になっているので、今後計画策定をしていく中でこれまでの取組を評価し、このアンケートから出た部分を合わせて課題整理をしていく必要があると認識している。

	【回答】〈事務局〉 R6 年度の行動計画担当課評価がまだできておらず反映できていないが、今後、重複部分を一本化し行動評価から見える課題を併記する形で資料2をブラッシュアップしていきたい。 具体的な施策を検討する際に 79 事業の評価を資料2の中に落とし込むか、総括的な課題の整理を一覧で分かる形にし、継続か改善かを取捨選択するか、というような検討も今後必要であると考えている。 【質問】〈会長〉 資料2の5ページのマタニティハラスメントを受けたことがあるかについての回答で、30代40代の回答があるが20代や10代の回答はなかったのか。20代女性も10代女性も妊娠をする可能性はあるので、そのデータがあるのか知りたい。 【回答】〈(株)名豊 糸魚川氏〉 10代、20代での回答は0件であった。
	(株)名豊 糸魚川氏より説明。【資料3】
質疑・意見	【質問】〈委員〉 全体的に教育の視点が弱い印象であったが、ジェンダー平等教育や性教育・多様な性の教育はどの部分に入るのか。 【回答】〈事務局〉 今回示したのは骨格であり、基本施策の下に基本事業を加えていく。表中の「新たに加える視点」に具体的な事業を今後当て込んでいく作業をするので、ジェンダーの考え方と教育普及については基本目標の1、2、3に含まれると考える。 【意見】〈委員〉 男性が女性の代わりに育児休暇を取得した場合に、今までは女性が抱えていたストレスを男性が抱える可能性がある。このようなことを拾うのは行政であると思う。男性でも相談したいことがあったり、他の家庭と変わらないと安心して育児ができたり、という方向に持っていくには行政の力が必要だと思う。 【回答】〈事務局〉 前回踏襲で骨格の素案を作成している。現行の体系図で見ると、目標4が男女平等推進センター機能の充実、庁内推進体制の充実であり、男性の抱える悩みの相談については、女性相談事業、人権が尊重される社会づくりが紐づいている目標1の取組に紐づく形になると考える。 指摘の通り、現在はジェンダー平等についての相談窓口事業の目標はない。事業No.37「パパママ妊娠出産育児支援」があり、こういったものを拡充していく目標設定をしていきたいと考えている。 【質問】〈委員〉

1歳児の待機児童が多い状況であると聞いた。今後の日野市の保育園の状況についてどう考えているのか。

【回答】〈事務局〉

昨年の待機児童は33件であった。やはり1歳児は難航しており、豊田と日野駅周辺の集中している。今後の需要を見越し、豊田駅の南側に0歳・1歳・2歳の保育園を1つオープンする。今ある資源をどう使うかを相談しながら進めているところである。

【意見】〈会長〉

育児休暇を取得し子育てをしていたこともあり、育児男性支援はワークライフバランスの観点から必要だと思った。

【意見】〈委員〉

基本目標1の「新たに加える視点」で、パートナーシップ制度を拡充しファミリーシップ制度、あるいは事実婚を含めるか等の検討と記載があるが、ぜひ検討していただきたい。

【質問】〈委員〉

困難な問題を抱える女性への支援について、東京都の方では、安全の方のための体制の整備と記載があり、日野市でも「新たに加える視点」で重層的支援体制の充実となっているが、重層的支援体制とはどのようなことを考えているか。

【回答】〈事務局〉

困難な女性の困難な要因というのは複合的で複雑化しているために、行政は部署で分かれてしまっており、それを連携して支援していくという意味で重層的という言葉を使っている。今までも連携して事業を展開していたが、計画の策定にあたりさらに強化していくことが裏付けされていくので、より連携体制を構築しスムーズな支援ができる体制を築くことが大きな目標だと考えている。

【質問】〈事務局〉

基本目標2については、配暴法に基づく基本計画ということで「日野市配偶者暴力対策基本計画」として並列でつくられている。この部分で女性支援新法の部分もやるというのは目標が大きいのでは迷うところがある。計画上の位置づけ・書き方として、基本目標2を「困難な女性に対する取組」とし、その中に配偶者暴力対策基本計画、その連携の強化の項目、とした方が良いのか。他市では困難女性とは別の章で設けられていることが多いが、他と連携していないように見えてしまう。書き方でご提案、ご意見があれば頂戴したい。

【回答】〈委員〉

暴力の部分に位置付けることは悪くないと思う。

【質問】〈委員〉

若い夫婦でなく老夫婦でのDVの相談が多い。困って、知っている人のところに電話をかけてくるというケースも結構多いため、年齢の幅を広げた際にどのような対応になるの

か。

【回答】〈事務局〉

平和と人権課でDVの初期相談窓口を設けており、全ての年齢を対象とし相談を行っている。話を聞き命の危険があると判断した場合は警察に通報、高齢者で住まいを分けるべきと判断した場合は高齢者住宅を担当している課に繋ぐなど、それぞれの状況に応じて対応しており、カウンセリングだけで完結する場合もある。心のメンテナンスが必要な場合は心の相談をしている。避難というような具体的に行動が必要な場合は、対象者の状況に応じて対応している。

【質問】〈委員〉

今、非正規雇用で継続的に経済的な困難を抱えている女性の問題もかなり大きくクローズアップされていると思う。若い女性からの電話が多いとも聞いた。暴力を受けていないが経済的な貧困を抱えている方たちも、基本目標2の部分で対応するという考えでよいのか。

【回答】〈事務局〉

現行計画では「貧困の対策」になり、目標3の中の施策2で行っている。特に非正規雇用、キャリア支援に向けた情報提供や生活相談の実施、経済支援の実施もしている。

【質問】〈委員〉

基本目標3の名称が「女性と男性」が「誰もが」に変更されたが、男女の別だけではなく年齢の幅、あるいは身体・精神障害のある方も含めての「誰もが」という理解でよいのか。新たに加える視点の次の具体的施策とは、今後話し合っていくということか。

【回答】〈事務局〉

今日の目標は基本施策までの骨格を決定することでだが、時間があれば新たに加える視点についてもご意見いただきたい。

【意見】〈委員〉

重層的な支援については大事なポイントだと思う。もっと具体的なブレインストーミングのような話ができるとよい。

【意見】〈会長〉

今回の骨子を踏まえつつこの第4次計画を見ながら次回の会議に臨むのか、あるいは次回の会議までに意見をメールするという形にすればじっくり考えられると思う。

【意見】〈委員〉

困難な問題を抱える女性について、困難な問題というのはどのようなことかということ、多面的に出し合う必要があると思う。

担い手の育成、市民との協働という表現があるが、市民というのは具体的にどのような人たちなのか。担い手の市民グループと言える人たちも若い世代ではほとんどない。その中でどう育成していくかということは、とても重要なテーマではないか。

【意見】〈副会長〉

困難な問題を抱える女性への支援をどこに置くかについて、時間を取って議論する必要があると思う。困難な問題の定義付けが非常に多様であり、セクシャルアイデンティティや経済的な問題と関わってくる。重層的支援体制という観点からは、高齢者・若年層・障害者・性的少数者の支援だけでなく男性の視点もあるし、子どもの視点もある。困難な問題を抱えるという場合に、定義付けをどこにするのか、考える必要がある。

【質問】〈事務局〉

他自治体の計画を見ると、女性支援新法について特出しして目標設定しているところは「連携体制を整えます」という記載になっている。困難とは多面的であるため、他の目標設定でカバーできるものもあり、困難女性ならではの特出しで目標設定し、他の要素は別の目標で強化するという方法もあると思うがどうか。

【意見】〈委員〉

困難女性という言葉の定義や対象は上位階層であると思う。暴力問題も含めた困難女性の定義の下に配偶者暴力やセクハラが含まれる構造に読めるため、「暴力を許さない社会づくり」の下に困難女性の支援があるのは違和感を覚える。定義をはっきりさせ、様々な概念を含んでいる前提で整理した方が良いと思う。

【意見】〈委員〉

第5次計画の体系案の「新たに加える視点」について空欄のものは、現時点では「新たな改善点がないということなのか。計画に落とし込んだ際に新しい視点での新規事業というものは見込まれていないということなのかを確認したい。

基本目標4で書かれている取組について、男女平等推進センターについての市民の認知度が高まるような具体的な新しい視点はあるのか。

【回答】〈事務局〉

具体的な手法はこれから考えていく。男女平等推進センターの機能拡充、周知啓発は第4次計画に既にある視点で、強化しなくてはいけない問題と捉えている。周知を図る取組は現在進めているので、拡充という意味で新たな視点には記載していない。

【意見】〈委員〉

センターの認知度が低いため、新たに加える視点を打ち出さないと、認知度の向上につながらないと思う。新たなシステムを加えてほしい。

【回答】〈事務局〉

どのような取組が有効か、解決の手法が行政も分からない状況である。ご提案があればいただきたい。

【意見】〈委員〉

日野市には素晴らしい条例があるが知られていない。男女平等参画事業も、センターの存

	在もほとんど知られていないのは非常に残念で、情報発信のみではいけないと思う。市民との連携による男女平等参画の推進が大切で、地域活動に携わる方が減っている中でどう市民を育成するのか、男女平等参画ができるのか考える時期である。 【意見】〈委員〉 認知度向上については福祉事業関連にも共通しているテーマだと思う。広報については、伝えたい人が使っているメディアに向けてコンテンツを地道に作り続けて発信していくしか方法はないと思う。難しい部分であり、挑戦すべきポイントであると思うがぜひ挑戦していただきたい。 【意見】〈委員〉 若者はネットで調べると思うので、ホームページ上で少し工夫するだけでだいぶ違うと思う。男女平等推進センターがあることを、LINE などで宣伝を入れてあげるという施策を取ってもよいと思った。 【意見】〈会長〉 基本目標2の施策1、2についてだが、被害者支援と同時に、加害者が新たな加害をしないような加害者支援も必要だと思う。 センターの認知度に関しては、日野市在住者全てではなく、必要な人に届けばよいのではと思う。本当に必要な人が相談できる体制ができればそれで救えるものがある、といった工夫はしていると思うが、みんなで知恵を絞り、話ができたらと思う。 【質問】〈事務局〉 お示したこの骨格で良いのかコンセンサスをとりたい。この骨格に基づいて事業を紐づけしていく形になる。ポイントとしては、困難な問題を抱える女性への支援について、このままでよいのか特出しした方がよいのか、ご意見を伺いたい。 【意見】〈委員〉 困難な問題という言葉を広義でとるか狭義でとるかにより、載せ方は変わってくると思う。育児と親の介護という意味でダブルケアという言葉もあり、それも困難な問題だと考える。どこで線引きをし困難女性と言うのか難しい。狭義の方が分かりやすいのではと思った。 【意見】〈会長〉 活躍できる状況が阻害されているという意味の困難であれば、基本目標3でもよいのではないかと思う。基本目標2とすると暴力を前提とした困難ということになってしまうので、間口を広げて基本目標3に入れたらよいと思う。 【質問】〈事務局〉 現行計画の基本目標4で基本目標1から3までを推進していく体制をつくると記載があるように、困難女性支援法の体制づくりをしますと目標立てをして、具体的にどのような視点を加えていくのかというのを各目標に分けて施策を記載する方法もあるかと思う。基本目標を5つにするか、現状のままで基本目標2あるいは3に入れるのか、また別
--	---

のご意見などあればいただきたい。

【意見】〈意見〉

困難女性の支援法というのはDVについてだけではなく、様々なところに女性の生きづらさの原因があるためにできた法律だと思う。基本目標を5つにするのか、現状のままでも違和感があるし、法律の意味を包括できるのか、はっきりしたことが言い切れない。

【意見】〈委員〉

困難な問題を抱える女性の支援に関する法律の目的基本理念が、女性の福祉、人権の尊重、男女平等といった視点を明確に規定しており、それを踏まえると、基本目標1「人権が尊重される社会づくり」の基本的施策の中の1つとして加えるという方法もあると考える。

【意見】〈委員〉

法律上で規定されているのは女性権利だと思う。この基本目標の類型を見る限り、その辺に類するのは基本目標1になると思うので、こちらに組み込むことを支持する。

【意見】〈事務局〉

日野市の考え方として、困難女性の計画を単独でつくるのではなく、この男女平等行動計画の中で取り組むという方針で進めている。その場合ふさわしいのは、土台となる基本目標1であるが、具体的な取組となると、基本目標2であると考え。新たに基本目標を追加するのも1つ、土台の人権に入れるのも1つの方法であると思う。

【意見】〈委員〉

新しく始めるのだったら、狭義で捉える必要はなくて、広義で捉えて基本目標1の人権のところに入れてもいいのかなと思う。

【意見】〈委員〉

高齢で1人の方を支える福祉部門の支援が必要になってきていると考える。行政だけではなく場合によっては、地域活動との連携をしていかなければならず、それは男女平等部門だけでなく市のさまざまな部門で解決する問題である。複雑化していきおり、高度なものが要求されていくのではないかな。

【意見】〈会長〉

例えば基本目標4を、困難な問題を抱える女性に対する支援体制づくりにし、人権やワークライフバランス等に係る具体的な施策を統括するものを置く、という方法もあると思う。

【質問】〈委員〉

男女平等の視点を踏まえた防災体制の確立というところと、地域活動を長くといったことも踏まえているのか。

【回答】〈事務局〉

男女平等の視点を踏まえた防災体制の確立というのは、現行の計画の目標3の中に入っている。

	【質問】〈事務局〉 困難女性について、目標１の人権に組み込む案、支援に近づけた解釈で捉えるのであれば目標２に組み込む案、目標４に含め、目標１から目標３の中で重層的な支援を展開していくという旨を記載しそれぞれの目標の中に具体的施策を入れていく案、という大きく分けて３つの案をいただいた。お時間が必要であればメールでご意見をいただく形もできるがいかがか。 【意見】〈副会長〉 現行の計画では基本目標１が人権、２が女性の安心、３が自立となっているが、２も３も人権には関わる部分ではある。例えば、目標１、２では性別に基づく固定的役割の意識とか多様な性、目標２のところはハラスメントや性暴力による困難に当てはまる女性もいるし、目標３ではワークライフバランスで経済的に困難を抱えるものとある。日野市としては事務局で目標を３つに分けてくれたので、それぞれに対しての困難を抱える問題というようにした方が具体的だと思う。 【意見】〈委員〉 土台である目標１に組み入れたうえで、目標２や目標３の方に反映していくという形の方が執行する側もまとめやすいのかと思う。 【回答】〈事務局〉 目標１の中の多文化のことを削るとなっているので、ここに困難女性支援法に関する女性の人権を擁護して、福祉を図っていくというような目標施策を打ち出して、具体的施策を記載する。ほかの目標の中にある施策の中で、困難女性支援法の基本計画に含まれるものについては二重丸を振っておくというやり方でお示しすることもできるかと考える。そのような方向で一度体系図を作成し、再度お示しする。
次第 2-(1)	令和７年度日野市男女平等推進委員会開催スケジュールについて 事務局より説明。【資料４】
質疑・意見	全委員異議なし。
	会長より育児休暇取得のお知らせ
	事務局よりシンポジウムのお知らせ
次回	<事務局より説明> 日時：令和７年５月の予定 R7 年度推進委員会の日程については後日メールにてお送りする。